

26 福保医人第 888 号
平成 26 年 7 月 4 日

各特別区保健衛生主管部長 殿

東京都福祉保健局医療政策部長
(公印省略)

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令の施行について (周知)

平素より都の保健医療施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
このことについて、厚生労働省医政局長から、別添のとおり通知がありました。
各保健所におかれましては、通知文の内容をもとに、御対応のほどよろしくお願いいたします。
なお、公益社団法人東京都医師会及び公益社団法人東京都歯科医師会には、都から別途通知してまいりますので申し添えます。

記

1 送付通知

「診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令の施行について」
(平成 26 年 6 月 25 日付医政発 0625 第 8 号厚生労働省医政局長通知)

2 対象職種

診療放射線技師

3 変更内容

診療放射線技師法 (昭和 26 年法律第 226 号) 第 24 条の 2 の規定により、診療放射線技師は、医師又は歯科医師の指示の下、診療の補助として、磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査を行うことを業とすることができる」とされているが、この装置として「核医学診断装置」を新たに加えるものとした。



(問い合わせ先)

東京都福祉保健局医療政策部
医療人材課免許係 上田
電話 03 (5320) 4434